

青森大学再入学に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、青森大学学則（以下、「学則」という）第20条の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 再入学を志願することができる者は、学則第24条の規定により本学を退学した者及び学則第28条第1項第3号の規定により除籍になった者（除籍後2ヶ月以内の者を除く。）とする。

とする。

2 学則第65条の規定により退学に処された者は、再入学の資格を有しない。

(学部学科)

第3条 再入学できる学部学科は、原則として、退学時に在籍していた学部学科とする。

(出願書類及び出願時期)

第4条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願い出るものとする。

- (1) 再入学願
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 出願時期は、3月15日又は8月31日までとする。

(再入学の選考)

第5条 再入学者の選考は、志願学部の定めるところにより行う。

(再入学の許可)

第6条 前条の規定により選考に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、授業料その他の納付金を納付して、再入学手続きを完了しなければならない。

2 再入学の許可は、前項の手続きを完了した者に対して、学長がこれを行う。ただし、退学時に未納の学費等がある者は、その未納の学費等を再入学手続き時までに納入した場合に限り、再入学を許可するものとする。

(再入学年次及び既修単位の取扱)

第7条 学則第21条の規定に基づき、既修単位の取扱い及び再入学年次は、志願学部の教授会が審議し、学長が決定する。

(在学期間及び最長在学年限)

第8条 再入学を許可された者の在学期間及び最長在学年限は、学則第5条に定めるところとする。

(教育課程及び卒業要件)

第9条 再入学を許可された者の教育課程は、再入学する学部学科の学年の履修すべき教育課程を適用し、卒業要件も同様とする。

(入学時期)

第10条 入学の時期は、学期の始めとする。

(検定料)

第11条 再入学に関わる検定料は、30,000円とする。

(入学金、授業料等)

第12条 授業料その他の納付金は、学則第38条の定めるところとする。ただし、入学金は徴収しない。

(既納の授業料等)

第13条 既納の検定料、授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この細則は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成27年4月1日から施行する。